

## ガス供給契約約款

### (総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び供給者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の内訳書、仕様書及びこれらの図書に対する質問回答書並びにこれらの図書に準ずるものをいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とするガス供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定める長期継続契約とするものとし、各年度における当該経費の予算の範囲において、乙は、この約款及び仕様書等に基づき、契約書記載の供給期間中に、甲の供給場所で使用するガスを需要に応じて供給し、甲は、乙にその契約代金を支払うものとする。

3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

4 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

8 この契約の履行に関して契約代金額を算定する場合の単位及びその端数処理は、仕様書に定めるところによるものとする。

9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる用語は、特別の定めのある場合を除き、ガス事業法（昭和29年法律第51号）の定めるところによるものとする。

10 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

12 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

### (内訳書)

第2条 乙は、この契約書を提出する際に仕様書等に基づいて、内訳書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めたときは、省略することができる。

### (契約代金)

第3条 第1条第2項に規定する契約代金とは、ガス料金単価に第17条の規定により確認された使用ガスを乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。

### (権利義務の譲渡の制限)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはな

らない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (条件変更等)

第5条 乙は、契約の履行に当たり、仕様書等の表示が明確でないこと又は供給場所の状態、履行上の制約等仕様書等に示された自然的若しくは人為的な履行条件と実際の供給場所の状態が一致しないこと等を発見したときは、直ちに、その旨を甲に通知し、その確認を求めなければならない。

2 甲は、前項の確認を求められたとき、又は自ら前項の事実を発見した場合は、乙の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 甲は、前項の規定による調査について、乙の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、乙に通知しなければならない。ただし、甲は、当該期間内に乙に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項の事実が甲及び乙によって確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、仕様書等を訂正し、又は変更しなければならない。

5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更を行った場合において、甲は、必要があると認められるときは供給期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### (仕様書等の変更)

第6条 甲は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。

2 甲は、仕様書等に表示された契約ガス又は予定使用ガス量を使用状況に応じ、増減して使用することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは供給期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### (代替方法等の提案)

第7条 乙は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、供給期間又は契約代金額を変更しなければならない。

### (契約の履行の一時中止)

第8条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、乙の責めに帰すことができないものにより、契約の履行のために必要な施設等に損害を生じ、又は供給場所の状態が変動したため、乙が契約を履行できないと認められるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは供給期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（供給期間の短縮）

第9条 甲は、特別の理由により供給期間を短縮する必要があるときは、乙に対して、供給期間の短縮を求めることができる。

2 前項の場合において、甲は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（供給期間の変更の方法）

第10条 第5条第5項、第6条第3項、第7条第3項、第8条第3項、前条第1項の規定による供給期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、供給期間を変更し、乙に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。

（契約代金額等の変更の方法）

第11条 第5条第5項、第6条第3項、第7条第3項、第8条第3項、第9条第2項の規定による契約代金額の変更については、当該契約締結時の価格を基礎として、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、契約代金額を変更し、乙に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。

3 第5条第5項、第6条第3項、第7条第3項、第8条第3項、第9条第2項、第13条第4項、第14条ただし書の規定により甲が負担する費用の額については、甲乙協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更）

第12条 特別な要因により供給期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当になったと認められるときは、甲又は乙は、契約代金額の変更を求めることができる。

2 予期することのできない特別の事情により、供給期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めること

ができる。

3 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、契約代金額を変更し、乙に通知するものとする。

4 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。

（臨機の措置）

第13条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 乙は、前項の場合においては、その執った措置の内容について甲に直ちに通知しなければならない。

3 甲は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、乙が契約代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、甲がこれを負担する。

（一般的損害）

第14条 契約の履行について生じた損害（ガスの供給に付帯する工事の施行等によるものに限る。次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、乙の負担とする。ただし、当該損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第15条 契約の履行について第三者に損害（ガスの供給に付帯する工事の施行等によるものに限る。）を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担しなければならない。ただし、乙がその指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（ガスの供給に付帯する工事の施行等によるものに限る。）を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうちガスの供給に付帯する工事の施行等につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙がこれを負担しなければならない。

3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協議してその処理解決に当たるものとする。

（契約代金額の変更に代える仕様書等の変更）

第16条 甲は、第5条第5項、第6条第3項、第7条第3項、第

8条第3項、第9条第2項、第11条第1項若しくは第2項、第13条第4項若しくは第14条の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額若しくは負担すべき費用の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更の内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、仕様書等の変更の内容を定め、乙に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。

(使用ガス量等の計量)

第17条 計量日は、仕様書等に特別の定めのある場合を除き、毎月末日(ただし、あらかじめ、検針日を指定した場合を除く。)とし、乙は、計量日に計量器等に記録された値を読み取り、使用ガス量等を算定し、甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに契約の履行を確認しなければならない。

3 計量器等の故障又は乙の責めによって使用ガス量等を正しく計量できなかった場合は、過去の実績等を参考とし、甲乙協議して使用ガス量等を算定するものとする。

(契約代金の支払)

第18条 乙は、前条第2項の確認又は第3項の算定の終了後、甲に供給済のガス量等に相応する契約代金額の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に供給済のガス量等に相応する契約代金額を支払わなければならない。

(供給の保証に係る費用の負担)

第19条 乙が一般ガス事業者との接続供給契約によりガスの供給を行う場合、接続供給契約により生じる債務(甲の責めに帰すべき理由により生じた債務は除く。)は、乙が負担するものとする。

(かし担保)

第20条 甲は、供給されたガスにかしがあるときは、乙に対して、当該かしの修補又は当該の修補に代え、若しくは当該修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、当該かしが重要でなく、かつ、当該修補に過分の費用を要するときは、甲は、当該修補を求めることができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、当該ガスの供給を受けた日から1年以内に行わなければならない。ただし、当該かしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 前項の規定にかかわらず、かし担保期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

4 第1項の規定は、供給されたガスのかしが甲の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、乙がその指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかった

ときは、この限りでない。

(契約が履行されなかった場合における損害の負担)

第21条 乙の責めに帰すべき理由により、契約の全部又は一部が履行されなかったことにより、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を負担しなければならない。

(談合等不正行為に対する措置)

第22条 乙は、この契約に関して、次のいずれかに該当するときは、契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成員となる同法第2条第2項の事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したとして、同法第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令)又は同法第66条第4項の審決が確定したとき(乙が同法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えを提起したときを除く。)

(2) 乙が、前号の審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定による審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求の棄却若しくは訴えの却下の判決が確定したとき、又は乙が当該訴えを取り下げたとき。

(3) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約によるガスの供給が完了した後においても同様とする。

(甲の解除権)

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、契約の履行をすべき期日を過ぎてもガスの供給をしないとき。

(2) その責めに帰すべき理由により、契約の履行の全部を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(6) 第26条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合において、乙は、契約代金額(供給済のガス量等があるときは、これに相応する契約代金相当額を控除した額とする。)の10分の1以内において、甲の定める額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第24条 甲は、この契約に関して、乙が第22条第1項に該当する場合は、この契約を解除することができる。

第25条 甲は、契約の履行が完了しない間は、第23条第1項及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第26条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により仕様書等を変更したため、契約代金額が3分の2以上増減したとき。

(2) 第10条の規定によるこの契約の履行の中止が供給期間の10分の5（供給期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第27条 甲は、前4条の規定によりこの契約が解除された場合においては、供給済のガス量等に相応する契約代金額を乙に支払わなければならない。

(相 殺)

第28条 甲は、この契約に基づいて甲が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて乙が負う債務と相殺することができる。

(疑義の解決)

第29条 この約款及び仕様書等について疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

(補 則)

第30条 この約款に定めのない事項については、横浜市交通局契約規程（昭和52年8月交通局規程第12号）及びガス事業法（昭和29年法律第51号）の定めるところによるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。